募集型企画旅行契約の部

第一章 総則

第一条【適用範囲】

1.当社が旅行者と当社所定の契約書面により締結する募集型企画旅行契約(以下「募集型企画旅行契約」といいます。)は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2.当社が所定の条件で、かつ、旅行者の申込みに当たって募集型企画旅行契約を締結した上で、当該契約の成立前に次の各号に掲げる書面を交付したときは、当該契約は、当該書面及び当該書面に記載した内容の一部を変更して成立することがあります。

第二条【用語の定義】

1.この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のために、あらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額、旅行者が運送又は宿泊サービスの提供を受ける場合にあっては、当該運送又は当該宿泊サービスの内容その他の旅行条件を定めた上で行う旅行をいいます。

2.この約款で「旅行代金」とは、旅行者が当社に支払うべき金銭の総額をいいます。

3.この約款で「運送・宿泊機関」とは、運送サービス又は宿泊サービスを提供する者をいいます。

4.この約款で「運送サービス」とは、旅客運送サービスをいいます。

5.この約款で「宿泊サービス」とは、旅行者に対して提供される宿泊施設における宿泊サービスをいいます。

6.この約款で「旅行開始日」とは、募集型企画旅行契約に基づき旅行者が最初に利用する運送機関の出発日をいいます。

第三条【予約受付等】

当社は、募集型企画旅行契約の締結の申込みに応じて、その予約を受け付ける場合には、当該予約に係る旅行者の氏名その他必要な事項の提供を求めることがあります。

第二章 契約の締結

第四条【契約の申込み】

1.当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書に以下「申込金」といいます。)その他の事項を記入し、当社が別に定める金額の申込金を添えて申込みをしていただきます。

2.当社と通信契約を締結している旅行者は、当社所定の方法により申込みをしていただきます。

3.当社は、旅行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、募集型企画旅行契約の締結をお断りすることがあります。

1.暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」といいます。)であるとき。

2.暴力団員等であると認められる者が、当該旅行者を実質的に支配していると当社が認めるとき。

3.旅行者が、当社に対して、暴力団員等であると認められる者を当該旅行者の代理人として募集型企画旅行契約の締結をさせようとするとき。

4.その他当社が旅行者として不適当と認めるとき。

第五条【電話等による予約】

1.当社は、当社、運送機関、ウェブサイトシステムオペレーターその他の通信契約による募集型企画旅行契約の申込みの受付けを行う場合、予約の時点では旅行代金の全額又は一部を申し受けません。

2.前項の場合において、当社は、旅行者に対し、当該予約の成立後、当社所定の期日までに申込金を当社所定の方法により支払うことを求めます。

3.前項の場合において、旅行者が当社所定の期日までに申込金の支払いをしないときは、当該予約は、その効力を失います。

4.第1項第一号の規定にかかわらず、募集型企画旅行契約の締結の申込みに応じる場合があります。

第六条【契約締結の時期】

当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

1.当社からの申込みの受付けに先立ち、申込順、募集人数その他の当社が定める条件を告知しなかったとき。

2.募集人数が定員に達したとき。

3.当社が旅行者に対し、申込みの際又は契約締結の際に、当社が定める条件を告知しなかったとき。

4.募集型企画旅行契約に関し、特別な知識を必要とする旅行の場合、旅行者がこれを有しないとき。

5.旅行者が暴力団員等であると認められるとき。

6.旅行者が暴力団員等であると認められる者を当該旅行者の代理人として募集型企画旅行契約の締結をさせようとするとき。

7.旅行者が、当社に対して、暴力団員等であると認められる者を当該旅行者の代理人として募集型企画旅行契約の締結をさせようとするとき。

8.その他当社が旅行者として不適当と認めるとき。

第七条【契約の成立時期】

1.募集型企画旅行契約は、当社が第五条第2項の申込金を受け取ったときに成立するものとします。

2.前項の規定にかかわらず、当社が前条の規定により契約の締結を承諾する旨の通知を旅行者に対して発したときは、その時に成立するものとします。

第八条【契約書面の交付】

1.当社は、前条の規定により契約が成立したときは、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額その他必要な事項を記載した書面を交付します。

2.当社は、前項の書面を交付するに代えて、旅行者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。

第九条【確定書面】

1.前条第一項の書面には、確定書面と呼ばれる旅行日程、最低催行人数その他の条件を付記する場合があります。

2.前項の場合において、当社は、旅行開始日の前日までに、旅行者に対し、確定書面を交付します。

3.第一項の書面を交付しないときは、前条第二項の規定により当社が交付義務を負う書面は、前項の書面とします。

第十条【情報通信の技術を利用する方法】

1.当社は、次の方法により前条の書面又は確定書面を交付することがあります。この場合において、当該方法により当該書面を交付したものとみなします。

1.当該書面に記載すべき事項を当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は当該事項を記録した磁気ディスク、シーディーロムその他これらに準ずる記録媒体であって、当社及び旅行者の使用に係るもの(以下「ファイル等」といいます。)に記録する旨を通知すること。

2.ファイル等に当該事項を記録すること。

2.前項第一号の通知を受けた旅行者は、当社に対し、ファイル等に当該事項を記録することを書面により求めることができます。

第三章 契約の変更

第十一条【旅行代金の変更】

1.当社は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その事由が生じた日以後に締結される募集型企画旅行契約に関する旅行代金を、その変更に応じ、合理的な範囲内において変更することがあります。

1.運賃・料金に適用される税金の新設又は税率の変更

2.運賃・料金の改定

3.為替相場の変動

2.前項の規定により旅行代金を増額する場合、当該増額幅が旅行代金の10%以内であるときは、当該増額幅を超える部分の旅行代金については、当該旅行者が当該増額を超える旨の通知を受けた日から3日以内に当社に対して当該契約を解除する旨の意思表示をしないときは、当該旅行者は、当該契約を解除したものとみなします。

第十二条【旅行代金の払戻し】

1.当社は、前条第1項第一号又は第二号の事由が生じた場合において、旅行代金を減額するときは、その減額分を旅行者に対して払い戻します。

2.当社は、第1項第三号の事由が生じた場合において、旅行代金を減額するときは、その減額分を旅行者に対して払い戻します。ただし、当該減額分が当該旅行者に対する他の債務の額と対当額で相殺されるときは、この限りでありません。

第十三条【旅行者の交替】

1.当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、当該契約に係る旅行者の地位を第三者に譲り渡すことができます。

2.前項の規定により旅行者の地位を譲り渡すことを希望する旅行者は、当社所定の手続きを行うとともに、当社に対し、当社所定の譲渡手続料金を支払っていただきます。

3.第1項の規定により旅行者の地位を譲り渡すことができる時期は、旅行開始日の前日までとします。

第四章 契約の解除

第十五条【旅行者の解除権】

1.旅行者は、いつでも募集型企画旅行契約を解除することができます。この場合において、当該旅行者は、当社所定の解除料を当社に支払っていただきます。

2.前項の解除料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とします。

1.旅行開始日の前日から起算して遡って8日目に当たる日以後に当該契約が解除された場合 旅行代金の20%以内

2.旅行開始日の前日から起算して遡って15日目に当たる日以後7日目に当たる日までに当該契約が解除された場合 旅行代金の10%以内

3.旅行開始日の前日から起算して遡って30日目に当たる日以後16日目に当たる日までに当該契約が解除された場合 旅行代金の5%以内

4.旅行開始日の前日から起算して遡って31日目以前に当該契約が解除された場合 旅行代金の3%以内

3.前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、旅行者は、同項の解除料を当社に支払うことなく、当該各号に掲げる日までに当該契約を解除することができます。

1.第十九条第1項第一号又は第二号に掲げる事由が生じたとき 当該事由が生じた日

2.第二十条第1項の規定により旅行代金が増額されたとき 当該増額された旅行代金を通知する書面に記載された当該増額された旅行代金の適用開始日の前日

3.第二十一条第1項第一号又は第二号に掲げる事由が生じたとき 当該事由が生じた日

4.第二十一条第1項第三号の事由が生じた場合において、旅行者が旅行を中止するときは、当該事由が生じた日

4.第1項の規定にかかわらず、旅行者が旅行開始後に当該契約を解除したときは、当該旅行者は、当社に対し、当該契約に係る旅行代金の20%以内の違約料を当社に支払っていただきます。

5.第1項の規定にかかわらず、旅行者が次の各号に掲げる場合に当該契約を解除したときは、当該旅行者は、当社に対し、当該各号に掲げる金額を当社に支払っていただきます。

1.旅行者が旅行開始後に当該契約を解除した場合 旅行代金の20%以内

2.旅行者が旅行開始後に当該契約の一部を解除した場合 旅行代金の20%以内

第十六条【当社の解除権】

1.当社は、次の各号に掲げる場合には、旅行者と締結した募集型企画旅行契約を解除することがあります。

1.旅行者が第十四条第1項の規定に違反して当該契約に係る旅行者の地位を譲り渡したとき。

2.旅行者が、当社又は当社の指定した者との間で、当該旅行の安全かつ円滑な実施のための必要な協力について合意することができないとき。

3.旅行者が、当社の業務上の指示に従わないとき。

4.旅行者が、当社又は他の旅行者に対し、暴力的行為、著しく迷惑をかける行為その他の当該募集型企画旅行契約の継続を困難とするやむを得ない事由があると当社が認めるとき。

5.旅行者が、当社又は他の旅行者に対し、暴力的行為、著しく迷惑をかける行為その他の当該募集型企画旅行契約の継続を困難とするやむを得ない事由があると当社が認めるとき。

6.旅行者が暴力団員等であると認められるとき。

7.旅行者が暴力団員等であると認められる者を当該旅行者の代理人として募集型企画旅行契約の締結をさせようとするとき。

8.旅行者が、当社に対して、暴力団員等であると認められる者を当該旅行者の代理人として募集型企画旅行契約の締結をさせようとするとき。

9.その他当社が旅行者として不適当と認めるとき。

2.当社は、前項の規定により当該募集型企画旅行契約を解除したときは、当該旅行者に対し、既に収受した旅行代金から、当該旅行者に提供された運送サービス及び宿泊サービスの対価その他当該旅行者のために当社が既に支払った費用の額を差し引いた残額を払い戻します。

第十七条【旅行者の責任】

1.旅行者は、当社に対し、当社又は当社の手配した運送機関、宿泊機関その他の者に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。

2.旅行者は、当社に対し、当社又は当社の手配した運送機関、宿泊機関その他の者に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。

第五章 団体・グループ契約

第十八条【団体・グループ契約】

1.当社は、団体・グループ(以下「団体等」といいます。)の旅行者と当社との間で、団体等の代表者が当該団体等のために行う募集型企画旅行契約の締結について、その代表者が旅行者を代理する旨の申出があった場合には、当該代表者を当該旅行者の代理人として取り扱います。

2.前項の規定にかかわらず、当社は、団体等の代表者が当該団体等のために行う募集型企画旅行契約の締結について、その代表者が旅行者を代理する旨の申出があった場合には、当該代表者を当該旅行者の代理人として取り扱います。

3.前項の規定にかかわらず、当社は、団体等の代表者が当該団体等のために行う募集型企画旅行契約の締結について、その代表者が旅行者を代理する旨の申出があった場合には、当該代表者を当該旅行者の代理人として取り扱います。

第六章 附則等

第二十条【適用規則】

当社は、この約款の定めるところにより、募集型企画旅行契約の締結、変更及び解除並びに旅行者の責任及び免責事項に関する当社の取扱いについて